

| 第4回 定期 総会 議事録       |   |
|---------------------|---|
| 1、日 時               | 令和6年4月5日(金)   |
| 2、場 所               | 中津市役所 3階 大会議室   |
| 3、出席委員              | 1番橋本委員、3番坪根委員、4、白木原委員、5番奥委員、6番高倉委員、7番多村委員、8番石川委員、9番浦野委員、10番高橋委員、11番松田委員、12番北村委員、13番鷹崎委員、14番江島委員、15番梶原委員、最適化推進委員 20名(細田、前田、上野、宮瀬、濱田、武信、村本、萩原、山崎、徳永、尾家、長谷川、立木、中島、樋口、墓、荒川、田中、新谷) |
| 4、欠席委員              | 2番田畑委員、最適化推進委員(黒土、岩渕、北山)  |
| 5、事務局               | 小出局長、片桐次長、井上、星野、上田  |
| 6、議 題               | 別紙議案書のとおり。  |
| 7、開 会               | 午前9時30分 開会を宣する。   |
| 8、署名委員              | 5番奥委員、13番鷹崎委員   |
| 小出局長                | それでは議事の方に入りたいと思います。資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は15名中14名の出席であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席となりますので、本会の成立といたします。議長よろしくお願い致します。   |
| 議 長                 | それでは、只今より令和6年第4回定期総会を開催致します。議事録署名委員は議長一任でよろしいでしょうか。   |
| 全委員                 | (異議なし)  |
| 議 長                 | それでは、議事録署名委員を5番奥委員、13番鷹崎委員にお願いします。よろしく申し上げます。   |
| 議案審議<br>議第1号<br>議 長 | 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について<br>議第1号農地法第18条第6項の規定による通知に関する件について、1番の調査の報告を奥委員お願いします。  |
| 5番(奥)               | 1番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。  |

|         |  |
|---------|--|
| 議 長     | ただいま1番について、調査の報告が奥委員よりありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員     | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認め、1番について当委員会は承認と致します。<br>それでは2番3番について、調査の報告を高倉委員お願いします。  |
| 6番(高倉)  | 2番3番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。   |
| 議 長     | ただいま2番3番について、高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員     | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認め、2番3番について当委員会は承認と致します。<br>それでは4番5番について、調査の報告を石川委員お願いします。                                      |
| 8番(石川)  | 4番5番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。   |
| 議 長     | ただいま4番5番について石川委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |
| 全委員     | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認め、4番5番について当委員会は承認と致します。<br>6番の審議に入る前に江島委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。<br><br>江島委員、退席。 |
| 議 長     | それでは6番について、調査の報告を梶原委員お願いします。   |
| 15番(梶原) | 6番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。   |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 議       | 長 | ただいま6番について梶原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                      |
| 全委員     |   | (異議なし)   |
| 議       | 長 | 異議なしと認め、6番について当委員会は承認と致します。<br>江島委員は入室をお願いします。               |
|         |   | 江島委員、着席。   |
| 議       | 長 | 7番8番の審議に入る前に新谷推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。      |
|         |   | 新谷推進委員、退席。   |
| 議       | 長 | それでは7番8番について、調査の報告を江島委員お願いします。                               |
| 14番(江島) |   | 7番8番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。  |
| 議       | 長 | ただいま7番8番について江島委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                    |
| 全委員     |   | (異議なし)   |
| 議       | 長 | 異議なしと認め、7番8番について当委員会は承認と致します。<br>新谷推進委員は入室をお願いします。           |
|         |   | 新谷推進委員、着席。   |
| 議       | 長 | それでは9番10番について、調査の報告を江島委員お願いします。                              |
| 14番(江島) |   | 9番10番について報告いたします。双方に確認いたしました結果、合意解約で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。 |
| 議       | 長 | ただいま9番10番について江島委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                   |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 全委員                 | (異議なし)  |
| 議 長                 | 異議なしと認め、9番10番について当委員会は承認と致します。  |
| 議案審議<br>議第2号<br>議 長 | 農用地利用集積計画(案)の利用権設定について<br>議第2号農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、審議に入る前に上野推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。                             |
| 議 長                 | 上野推進委員、退席。  |
| 農政課(加来)             | それでは、農政課担当より説明をお願いします。  |
| 議 長                 | (農政課 担当 説明)   |
| 議 長                 | ただいま農用地利用集積計画(案)の利用権設定について、農政課担当より説明がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員                 | (異議なし)  |
| 議 長                 | 異議なしと認め、農用地利用集積計画(案)の利用権設定については承認といたします。<br>上野推進委員は入室をお願いします。   |
| 議案審議<br>議第3号<br>議 長 | 上野推進委員着席。<br>農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について<br>議第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の審議に入る前に宮瀬推進委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。 |
| 議 長                 | 宮瀬推進委員、退席。  |
| 議 長                 | それでは、1番について奥委員に調査報告をお願いします。   |

|         |   |
|---------|---|
| 5番（奥）   | （1番の申請地の場所について説明）<br>1番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。  |
| 議長      | ただいま1番について、奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員     | （異議なし）  |
| 議長      | 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。<br>宮瀬推進委員は入室してください。<br><br>宮瀬推進委員、着席。   |
| 議長      | それでは2番3番について、調査の報告を宮瀬推進委員にお願いします。   |
| 宮瀬推進委員  | （2番3番の申請地の場所について説明）<br>2番3番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。  |
| 議長      | ただいま2番3番について、宮瀬推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |
| 全委員     | （異議なし）  |
| 議長      | 異議なしと認め、2番3番について当委員会は許可と致します。<br>それでは4番から6番について、調査の報告を白木原委員にお願いします。   |
| 4番（白木原） | （4番から6番の申請地の場所について説明）<br>4番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。5番6番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。 |
| 議長      | ただいま4番から6番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |

|         |  |
|---------|--|
| 全委員     | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認め、4番から6番について当委員会は許可と致します。<br>それでは7番について、調査の報告を奥委員にお願いします。                                  |
| 5番(奥)   | (7番の申請地の場所について説明)<br>7番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。                       |
| 議 長     | ただいま7番について、奥委員より調査の報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員     | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。<br>8番の審議に入る前に奥委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。<br><br>奥委員、退席。 |
| 議 長     | それでは8番について、調査の報告を奥委員にお願いします。   |
| 4番(白木原) | (8番の申請地の場所について説明)<br>8番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。                       |
| 議 長     | ただいま8番について白木原委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員     | (異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。<br>奥委員は入室をお願いします。<br><br>奥委員、着席。                                     |
| 議 長     | それでは9番10番について、調査の報告を奥委員にお願いします。  |

|        |   |
|--------|---|
| 5番(奥)  | (9番10番の申請地の場所について説明)  |
|        | 9番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。10番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。 |
| 議 長    | ただいま9番10番について奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、9番10番について当委員会は許可と致します。それでは11番から17番について、調査の報告を多村委員にお願いします。                             |
| 7番(多村) | (11番から17番の申請地の場所について説明)   |
|        | 11番から17番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。                                   |
| 議 長    | ただいま11番から17番について多村委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、11番から17番について当委員会は許可と致します。<br>18番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願いします。     |
|        | 橋本委員、退席。  |
| 議 長    | それでは18番について、調査の報告を高倉委員にお願いします。  |
| 6番(高倉) | (18番の申請地の場所について説明)  |
|        | 18番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしく申し上げます。  |
| 議 長    | ただいま18番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |

|        |   |
|--------|---|
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、18番について当委員会は許可と致します。<br>橋本委員は入室をお願いします。                               |
| 議 長    | 橋本委員、退席。  |
| 6番(高倉) | それでは19番について、調査の報告を高倉委員をお願いします。  |
| 議 長    | (19番の申請地の場所について説明)<br>19番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。 |
| 議 長    | ただいま19番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                                      |
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、19番について当委員会は許可と致します。<br>それでは20番について、調査の報告を山崎推進委員をお願いします。              |
| 山崎推進委員 | (20番の申請地の場所について説明)<br>20番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。 |
| 議 長    | ただいま20番について山崎推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                                    |
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、20番について当委員会は許可と致します。<br>それでは21番について、調査の報告を尾家推進委員をお願いします。              |
| 尾家推進委員 | (21番の申請地の場所について説明)<br>21番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。 |



|           |  |
|-----------|--|
| 議 長       | ただいま 21 番について尾家推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                                   |
| 全委員       | (異議なし)   |
| 議 長       | 異議なしと認め、21 番について当委員会は許可と致します。<br>それでは 22 番について、調査の報告を石川委員にお願いします。              |
| 8 番 (石川)  | (22 番の申請地の場所について説明)<br>22 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。 |
| 議 長       | ただいま 22 番について石川委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                                     |
| 全委員       | (異議なし)   |
| 議 長       | 異議なしと認め、22 番について当委員会は許可と致します。<br>それでは 23 番について、調査の報告を松田委員にお願いします。              |
| 11 番 (松田) | (23 番の申請地の場所について説明)<br>23 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。 |
| 議 長       | ただいま 23 番について松田委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                                     |
| 全委員       | (異議なし)   |
| 議 長       | 異議なしと認め、23 番について当委員会は許可と致します。<br>それでは 24 番について、調査の報告を高橋委員にお願いします。              |
| 10 番 (高橋) | (24 番の申請地の場所について説明)<br>24 番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくお願いします。 |
| 議 長       | ただいま 24 番について高橋委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。                                     |

|              |   |
|--------------|---|
| 全委員          | (異議なし)  |
| 議 長          | 異議なしと認め、24番について当委員会は許可と致します。<br>それでは25番26番について、調査の報告を鷹崎委員にお願いします。                   |
| 13番(鷹崎)      | (25番26番の申請地の場所について説明)<br>25番26番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転売買で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。 |
| 議 長          | ただいま25番26番について鷹崎委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員          | (異議なし)  |
| 議 長          | 異議なしと認め、25番26番について当委員会は許可と致します。<br>それでは27番について、調査の報告を江島委員にお願いします。                   |
| 14番(江島)      | (27番の申請地の場所について説明)<br>27番について報告いたします。双方確認の結果、所有権移転贈与で間違いありません。ご審議よろしくをお願いします。       |
| 議 長          | ただいま27番について江島委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |
| 全委員          | (異議なし)  |
| 議 長          | 異議なしと認め、27番について当委員会は許可と致します。  |
| 議案審議<br>議題4号 | 農地転用事業計画変更申請に関する件について   |
| 議 長          | 議第4号農地転用事業計画変更申請に関する件について、1番の調査の報告を橋本委員お願いします。                                      |
| 1番(橋本)       | (1番の申請地の場所について説明)<br>1番について報告いたします。令和4年9月5日に許可を受けた案件                                |

|        |   |   |
|--------|---|---|
|        |   | になります。当初の区画では、必要な面積に対して不足があり資材置場用地としては、不適であったため事業計画変更申請をしたものになります。内容については議第6号2番にて説明します。   |
| 議      | 長 | ただいま1番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員    |   | (異議なし)  |
| 議      | 長 | 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。   |
| 議案審議   |   |   |
| 議題5号   |   | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について  |
| 議      | 長 | 議題5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番の調査の報告を奥委員お願いします。  |
| 5番(奥)  |   | (1番の申請地の場所について説明)<br>1番について報告いたします。転用目的は一般住宅用地です。雨水排水は地下浸透及び市道側溝へ放流し、生活雑排水は浄化槽を經由して隣接する市道側溝に放流します。周囲への影響はなく境界もはっきりしており特に問題はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。 |
| 議      | 長 | ただいま1番について奥委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |
| 全委員    |   | (異議なし)  |
| 議      | 長 | 異議なしと認め、1番について当委員会は許可と致します。<br>それでは2番について、調査の報告を萩原推進委員にお願いします。  |
| 萩原推進委員 |   | (2番の申請地の場所について説明)<br>2番について報告いたします。転用目的は一般住宅用地です。生活雑排水は浄化槽を設置し、隣接する県道側溝に放流し、雨水排水は地下浸透及び県道側溝へ放流することから周囲への影響はないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。                 |
| 議      | 長 | ただいま2番について萩原委員より調査報告がありましたが、異議は   |

|        |  |  |
|--------|--|--|
|        |  | <p>ございませんか。</p>  |
| 全委員    |  | (異議なし)   |
| 議 長    |  | 異議なしと認め、2番について当委員会は許可と致します。  |
| 議案審議   |  |  |
| 議題6号   |  | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について   |
| 議 長    |  | 議題6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について、1番2番の調査の報告を橋本委員お願いします。  |
| 1番(橋本) |  | (1番の申請地の場所について説明)<br>1番について報告いたします。転用目的は一般住宅用地です。汚水・雑排水は公共下水道に放流し、雨水は前面道路側溝に放流することから周囲への影響はないものと思われま |
|        |  | す。   |
|        |  | (2番の申請地の場所について説明)<br>2番について報告いたします。転用目的は貸資材置場用地です。雨水は南西側水路へ放流することから周囲への影響はないものと思われま                  |
|        |  | す。ご審議よろしくお願いします。   |
| 議 長    |  | ただいま1番2番について橋本委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |
| 全委員    |  | (異議なし)   |
| 議 長    |  | 異議なしと認め、1番2番について当委員会は許可と致します。それでは3番について、前田推進委員に調査報告をお願いします。  |
| 前田推進委員 |  | (3番の申請地の場所について説明)<br>3番について報告いたします。転用目的は駐車場用地です。雨水排水は柵で集水し隣接する水路に放流することから周囲への影響はないものと思われま            |
|        |  | す。ご審議よろしくお願いします。   |
| 議 長    |  | ただいま3番について前田推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。  |

|        |   |
|--------|---|
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、3番について当委員会は許可と致します。<br>それでは4番5番について、宮瀬推進委員に調査報告をお願いします。   |
| 宮瀬推進委員 | (4番の申請地の場所について説明)<br>4番について報告いたします。転用目的は建築条件付宅地分譲用地(6区画)です。雨水排水は隣接する水路に放流し、生活雑排水は下水道に放流することから周囲への影響はないものと思われます。<br><br>(5番の申請地の場所について説明)<br>5番について報告いたします。転用目的は宅地分譲用地(2区画)です。生活雑排水は浄化槽を設置し、雨水排水と一緒に隣接する市道側溝に放流することから周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。 |
| 議 長    | ただいま4番5番について宮瀬推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、4番5番について当委員会は許可と致します。<br>それでは6番について、武信推進委員に調査報告をお願いします。   |
| 武信推進委員 | (6番の申請地の場所について説明)<br>6番について報告いたします。転用目的は資材置場用地です。雨水は地下浸透及び隣接水路に放流することから周囲への影響はないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。  |
| 議 長    | ただいま6番について武信推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。   |
| 全委員    | (異議なし)  |
| 議 長    | 異議なしと認め、6番について当委員会は許可と致します。<br>それでは7番について、高倉委員に調査報告をお願いします。   |
| 6番(高倉) | (7番の申請地の場所について説明)   |

|        |   |   |
|--------|---|---|
|        |   | <p>7番について報告いたします。転用目的は宅地敷地拡張用地です。雨水排水は溜枡を設置し、隣接する市道側溝に放流することから周囲への影響はないものと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p>                                 |
| 議      | 長 | <p>ただいま7番について高倉委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>  |
| 全委員    |   | <p>(異議なし)</p>   |
| 議      | 長 | <p>異議なしと認め、7番について当委員会は許可と致します。</p> <p>8番の審議に入る前に橋本委員が会議規則第10条の議事参与の制限に抵触しますので一時退室をお願ひします。</p>                                     |
|        |   | <p>橋本委員、退席。</p>   |
| 議      | 長 | <p>それでは8番について、村本推進委員に調査報告をお願ひします。</p>   |
| 村本推進委員 |   | <p>(8番の申請地の場所について説明)</p> <p>8番について報告いたします。転用目的は資材置場用地です。雨水排水は地下浸透及び隣接する私設排水路を経由し、北側水路へ放流することから周囲への影響はないものと思われま。ご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議      | 長 | <p>ただいま8番について村本推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませんか。</p>  |
| 全委員    |   | <p>(異議なし)</p>   |
| 議      | 長 | <p>異議なしと認め、8番について当委員会は許可と致します。</p> <p>橋本委員は入室をお願ひします。</p>   |
|        |   | <p>橋本委員、着席。</p>   |
| 議      | 長 | <p>それでは9番について、基推進委員に調査報告をお願ひします。</p>  |
| 基推進委員  |   | <p>(9番の申請地の場所について説明)</p> <p>9番について報告いたします。転用目的は地域振興施設拡張用地です。雨水排水は地下浸透で処理することから周囲への影響はないものと思わ</p>                                  |

|              |   |   |
|--------------|---|---|
|              |   | れます。ご審議よろしくお願ひします。                            |
| 議            | 長 | ただいま9番について基推進委員より調査報告がありましたが、異議はございませぬか。      |
| 全委員          |   | (異議なし)  |
| 議            | 長 | 異議なしと認め、9番について当委員会は許可と致します。                   |
| 議案審議<br>議題7号 |   | 非農地証明願に関する件について                               |
| 議            | 長 | 議第6号の非農地証明願に関する件について事務局より1番から3番まで説明をお願ひします。   |
| 事務局(井上)      |   | 議案朗読  |
| 議            | 長 | ただいま非農地証明願に関する件について事務局より説明がございましたが異議はございませぬか。 |
| 全委員          |   | (異議なし)  |
| 議            | 長 | 異議はございませぬので非農地証明願に関する件について当委員会は承認と致します。       |
| 議案審議<br>議題8号 |   | 農地造成届に関する件について                                |
| 議            | 長 | 議第8号の農地造成届に関する件について事務局より1番の説明をお願ひします。         |
| 事務局(井上)      |   | 議案朗読  |
| 議            | 長 | ただいま農地造成届に関する件について事務局より説明がございしましたが異議はございませぬか。 |
| 全委員          |   | (異議なし)  |
| 議            | 長 | 異議なしと認め、1番の農地造成届に関する件について当委員会は許               |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | 可と致します。   |
| 議案審議<br>議題9号<br>議 長 | その他議案について<br>議題9号その他について事務局説明をお願いします。   |
| 事務局（井上）             | 資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて、農林水産省から文書が出ています。この文書は、2つの内容が書いており、1つ目は相談があった場合に一時転用により目的が達成できるか農業委員会と県で検討し、相談者に対し指導を行うというものと、2つ目は資材置き場等を目的とする恒久転用の許可を行った場合は、3年間計6回の実施報告を行うこと許可の条件として求めるといった内容となっています。この取り扱いについて、中津市農業委員会として、この通りの取り扱いを行うのか、大分県全体での方針が決まってから方針に従うのかを考える必要があるということで説明をさせていただきました。 |
| 議 長                 | ただいま事務局より説明がございましたが意見はございませんか。  |
| 6番（高倉）              | 2つ目について、途中で事業者が事業計画変更をする場合は新たな転用許可申請を出すのですか。  |
| 事務局（井上）             | それについてはまだ確認が取れていませんので、後日、県等と確認を取りながら説明したいと思います。   |
| 議 長                 | 中津市としては県の指導を待つて決定するという事でよろしいでしょうか。  |
| 全委員                 | （異議なし）  |
| 事務局（井上）             | 令和5年に実施した農地パトロールで挙げられた農地のうち、再生利用が困難な農地について、非農地通知の発出を行うこととなりました。非農地通知とは、再生利用が困難と判断された農地であり、かつ非農地化することで周辺の農地に悪影響を及ぼすことが想定されない場合、地権者に対し発出するものとなります。この非農地通知の発出する流れの中で、農業委員及び農地利用最適化推進委員に確認作業を行っていただくこととなります。<br>（非農地通知の確認について説明）  |



|          |   |
|----------|---|
| 議 長      | ただいまの非農地通知の確認について、ご意見はございませんか。                          |
| 6 番 (高倉) | 非農地化することで周辺の農地に悪影響を及ぼすことが想定される場合はどうするのか。                |
| 事務局 (井上) | 悪影響が想定される場合は改善を求めます。                                    |
| 議 長      | では、そのような進め方を行うことに異議はございませんか。                            |
| 全委員      | (異議なし)  |
| 議 長      | それでは総括を進めたいと思います。                                       |
|          | 議第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について、当委員会は承認といたします。   |
|          | 議第 2 号、農用地利用集積計画 (案) について、当委員会は承認といたします。                |
|          | 議第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。  |
|          | 議題 4 号、農地転用事業計画変更申請に関する件についてについて、当委員会は許可といたします。         |
|          | 議題 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、当委員会は許可といたします。  |
|          | 議題 6 号、農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請に関する件について当委員会は許可といたします。   |
|          | 議題 7 号、非農地証明願に関する件について、当委員会は承認といたします。                   |
|          | 議題 8 号、農地造成届に関する件について、当委員会は承認といたします。                    |
|          | 以上でございます。長い時間、審議ありがとうございました。以上を持ちまして、第 4 回定期総会を閉会いたします。 |